

## 第2章 ごみ処理に関する課題の整理

### 第1節 ごみの発生・排出抑制に関する課題

#### 1. 可燃ごみの減量化

排出されるごみの中では可燃ごみが最も多く、平成16年度では総排出量の約4分の3を可燃ごみが占めている(P.6参照)。ごみの減量化を考える上においては、まず可燃ごみの排出抑制対策を重点的に検討する必要がある。

平成16年度における可燃ごみの種類組成(乾ベース)では、プラスチック類や不燃物が合わせて4分の1程度を占めている(P.12参照)。可燃ごみとして排出される量を減らすためには、市民への啓発等によりさらなる分別の徹底を図る必要がある。

生ごみ処理機等の設置基数は年々減少傾向にあり、平成16年度のイーエムボカシの販売実績は、平成15年までの販売と無償配布の合計よりも少なくなっている(P.17、18参照)。可燃ごみに含まれる生ごみについては、各家庭での堆肥化を進めるために、今後もPRの推進により利用を促進する必要がある。

#### 2. 生活系ごみの排出抑制

生活系ごみの排出量は概ね増加傾向にあり、平成11年度から16年までに14.6%増となっている(P.7参照)。本市の人口は年々増加している中で、それに伴うごみ排出量の増加を抑制するために、市民から排出される生活系ごみの排出抑制対策を推進する必要がある。

平成14年度における生活系ごみ排出量原単位は、県内14市中13番目で市レベルでは低いものの、周辺町村よりは高い数値となっている(P.10参照)。ごみを出さないライフスタイルの普及に努めるなど、市民一人ひとりの協力を呼びかけ、一人が一日あたりに排出するごみの減量を進める必要がある。

#### 3. 事業系ごみの管理・抑制

事業系ごみは毎年7,500~8,000tの排出量があり、生活系ごみを含めた総排出量の約4分の1を占めている(P.7参照)。今後も毎年同程度の排出量が見込まれることから、本市におけるごみ総排出量の減少に向けて、事業系ごみの排出抑制対策が必要である。

事業系ごみ排出量の大部分は可燃ごみであるが、その中には草や剪定枝等の資源化可能物も含まれている。これらの資源化可能物について、できる限り資源化を図ることができるような体制の整備が必要である。

事業系ごみの分別をさらに徹底することにより、不適物の除去や資源化を促進し、焼却処理量を減少できるように、ごみ処理施設において搬入時のチェックや指導を強化する必要がある。

## 第2節 ごみの資源化に関する課題

### 1. 資源化率の向上

リサイクル資源の収集量は、ビンの消費量・収集量の減少に伴い、平成13年度以降では年々減少している（P.14 参照）。ビンについては今後も収集量の減少が予想されるが、その他の品目については、さらなる分別の徹底による収集の増加を図る必要がある。

集団回収量は年間約5,000tで推移しており、新聞・雑誌等の紙類が大部分を占めている（P.15 参照）。今後も市で分別収集を行っていない紙類や繊維類等について、集団回収に出すよう継続的に呼びかけていく必要がある。

平成13年度以降において、資源化率は横ばいからわずかに減少傾向にある（P.20 参照）。今後も、さらなる分別の徹底や集団回収の促進により、資源化率の向上を図る必要がある。

資源の分別を徹底し、資源収集の効率化を図るために、リサイクルステーションの設置について検討する必要がある。

### 2. 生ごみの堆肥化

可燃ごみの種類組成では、平成13年度以降において厨芥類の割合が増加傾向にある（P.12 参照）。乾ベースで可燃ごみの約2割を占め、搬入時の湿ベースでは5割程度を占める生ごみについて、堆肥化等による減量化・資源化を推進する必要がある。

平成11年度から実施している生ごみ減量研究事業について、今後も引き続き研究を進めるとともに、生ごみの分別収集及び堆肥化の本格的な実施に向けた検討を進める必要がある。

### 3. 新たな分別品目の検討

現在、市が回収しているリサイクル資源は、ビン、カン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、紙容器の5品目であり、その他に集団回収で新聞・雑誌等の紙類や繊維類の回収を行っている。今後は、焼却処理量を減らすとともに資源化を促進するため、新たな品目としてプラスチック製容器包装の分別収集についても検討する必要がある。

可燃ごみに含まれるもののうち、資源化可能物としては生ごみ及び草・剪定枝等がある。生ごみについてはささゆりクリーンパーク内で研究事業を行っているが、草・剪定枝等についても資源化を進めるため、今後は分別収集について検討する必要がある。

### 第3節 ごみの適正処理に関する課題

#### 1. 収集・運搬に関する課題

ごみ排出量の増加や新たなリサイクル資源の収集に対応するためには、現行体制のままで収集機材・人員を増やすのではなく、コスト面も考慮した上で収集の効率化を図る必要がある。

不燃ごみ（陶磁器類を除く）及びリサイクル資源の収集回数は月1回となっているが、分別徹底及び資源化を促進するため、現行の収集回数の見直しについても検討する必要がある。

収集作業の効率化や安全性を確保するとともに、まちの美観にも配慮するため、市民一人ひとりの排出マナーの向上に向けた普及啓発が必要である。

今後もさらなる高齢化の進行が予想されることから、高齢者や障害者にとってごみを出しやすい環境を整備することも必要である。

#### 2. 中間処理・最終処分に関する課題

ごみ処理については、可茂衛生施設利用組合で共同処理を行っているが、ささゆりクリーンパークへの搬入量も年々増加傾向にあることから、焼却施設の安定的な稼働の確保が必要である。現状では、焼却処理後の焼却灰はスラグ化して100%近く再利用しているため、ささゆりクリーンパーク内の最終処分場における埋立実績はない。今後も、溶融スラグの再利用を進めるため、再生品の利用先を安定的に確保する必要がある。

ささゆりクリーンパークでは、焼却処理施設の排出ガス測定及び、溶融スラグの溶出試験を定期的実施しているが、これまでの結果では特に問題がないことから、今後も引き続き環境保全対策を実施していく必要がある。

ガレキ類等の不燃物を直接埋立している大森瓦礫処分場と兼山一般廃棄物埋立処分場について、埋立残余量の状況に応じて延命化を図るとともに、新たな最終処分場の整備等についても検討する必要がある。

#### 3. その他適正処理に関する課題

公共では処理が困難なものや不適當なものは、市民及び事業者に出出抑制のPRを行い、製造・販売事業者の責任のもと、民間での適正処理を要請していく必要がある。

豪雨や火災、震災等により建物・家財道具等の災害ごみが一時的に大量に搬入される可能性も懸念されるため、災害時におけるごみを適正に処理できる体制の確保に向けた検討が必要である。